令和3年12月3日告示第459号

改正

令和 5 年 3 月 31 日告示第113号 令和 5 年11月17日告示第412号 令和 6 年 3 月 27 日告示第104号

花卷市新卒保育士等就職支援金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに保育士等として勤務する新卒保育士等の就職支援のために経済的支援を行い、保育所等で就労する人材の確保を図ることを目的とする新卒保育士等 就職支援金の貸付業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

- 第2条 貸付けの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 次のいずれかの施設又は学校を、貸付けを受ける年度の前年度に修了した者
 - ア 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設
 - イ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第9章に規定する大学又は同法第11章に規定する専修学校
 - (2) 次のいずれかの資格を有する者
 - ア 保育士
 - イ 看護師
 - ウ 准看護師
 - 工 幼稚園教諭
 - 才 小学校教諭
 - 力 養護教諭
 - (3) 次のいずれかの施設(市内に設置する施設であって、市が設置するものを除く。) に新たに雇用された者で、1日6時間以上かつ月20日以上勤務し、教育又は保育業務 (以下「保育業務等」という。)に従事するもの
 - ア 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。イにおいて「法」という。)第7 条第4項に規定する教育・保育施設

- イ 法第7条第5項に規定する地域型保育事業を実施する施設
- (4) 前号のいずれかの施設に令和8年3月1日までに雇用された者 (貸付額及び使途)
- 第3条 新卒保育士等就職支援金の貸付額は、200,000円以内とする。ただし、同一の貸付 対象者に対し、1回限りとする。
- 2 新卒保育士等就職支援金の使途は、限定しないものとする。 (貸付方法及び利子)
- 第4条 貸付方法は、市長と貸付対象者との契約による。
- 2 貸付けによる利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

- 第5条 新卒保育士等就職支援金の貸付けを受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、次の書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 新卒保育士等就職支援金貸付申請書(様式第1号)
 - (2) 保育業務等証明書(様式第2号)
 - (3) 資格証の写し
 - (4) 履歴書
 - (5) 申請者の住民票抄本
 - (6) 連帯保証人の住民票抄本

(連帯保証人)

- 第6条 申請者は、成年の連帯保証人1人を立てなければならない。
- 2 申請者は、前項の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届(様式第3号)に より新たに連帯保証人を市長に届け出なければならない。
- 3 申請者は、第1項の連帯保証人の氏名、住所その他の重要な異動があったときは、連 帯保証人届出事項変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、新卒保育士等就職支援金の貸付けを決定したときは、新卒保育士等就職 支援金貸付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(借用証書の提出)

第8条 貸付けを受ける者(以下「借受人」という。)は、前条の新卒保育士等就職支援 金貸付決定通知書を受領したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならな 11

- (1) 新卒保育士等就職支援金貸付金借用証書(様式第6号)
- (2) 借受人及び連帯保証人の運転免許証、マイナンバーカードその他の本人確認ができる書類の写し

(貸付契約の解除)

- 第9条 市長は、借受人が次のいずれかに該当した場合は、貸付契約を解除するものとする。
 - (1) 退職したとき。
 - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 借受人が新卒保育士等就職支援金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 不正な方法により、新卒保育士等就職支援金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

(返還の免除)

- 第10条 市長は、借受人が次のいずれかに該当した場合は、新卒保育士等就職支援金の返還の債務を免除するものとする。
 - (1) 1年間保育業務等を継続したとき。
 - (2) 心身の故障のため保育業務等を継続することができなくなったとき。
 - (3) 死亡したとき。
- 2 借受人は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により保育業務等を継続できなかったときは、保育業務等除外期間申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による保育業務等の除外期間の申請があったときは、審査の上、 保育業務等の除外期間の承認又は不承認を決定し、承認する場合は保育業務等除外期間 承認通知書(様式第8号)により、承認しない場合は保育業務等除外期間不承認通知書 (様式第9号)により借受人へ通知するものとする。
- 4 前項の規定により、保育業務等の除外期間を承認した場合においては、保育業務等を 継続しているものとみなす。ただし、保育業務等の除外期間は、第1項第1号に規定す る期間には、算入しない。

(免除の申請等)

- 第11条 返還の免除を受けようとする借受人(借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人)は、当該事由の生じた日から30日以内に、新卒保育士等就職支援金返還免除申請書(様式第10号)及び次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 前条第1項第1号に該当するとき。 保育業務等期間証明書(様式第11号)
 - (2) 前条第1項第2号に該当するとき。 心身の故障を証明する診断書
 - (3) 前条第1項第3号に該当するとき。 死亡診断書等
- 2 市長は、前項の規定による免除の申請があったときは、審査の上、返還債務の免除承認又は不承認を決定し、承認する場合は新卒保育士等就職支援金返還免除承認通知書(様式第12号)により、承認しない場合は新卒保育士等就職支援金返還免除不承認通知書(様式第13号)により借受人へ通知するものとする。

(返環)

- 第12条 借受人は、第9条の規定により、新卒保育士等就職支援金の貸付契約が解除されたときは、新卒保育士等就職支援金を返還しなければならない。
- 2 返還は、返還の事由が生じた日の属する月の翌月から3か月以内に一括払いで行うものとする。

(延滞利子)

- 第13条 市長は、借受人が正当な理由がなく新卒保育士等就職支援金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該貸付金の返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により計算した延滞利子が1,000円未満の場合は、当該延滞利子を 債権として調定しないことができる。

(届出義務)

- 第14条 借受人は、氏名、住所又は勤務先に変更があった場合は、直ちに借受人届出事項変更届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。
- 2 借受人は、保育業務等の期間が雇用の開始の日から翌年度以降も継続する場合は、それぞれの年度末に保育業務等期間証明書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(業務の従事期間)

第15条 新卒保育士等就職支援金の返還免除及び保育業務等の除外期間の算定基礎となる

保育業務等の期間の計算は、保育業務等を開始した日が月の初日の場合はその日の属する月から、月の初日以外の場合はその日の属する月の翌月から保育業務等をしなくなった日の属する月までの月数による。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則(令和5年3月31日告示第113号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月17日告示第412号)

この告示は、告示の日から施行し、第10条の規定による改正後の花巻市新卒保育士等就職支援金貸付要綱の規定は令和5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する